

～税務のチェックポイント Q&A 7～

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

環境関連投資促進税制の適用対象資産である太陽光発電設備と風力発電設備を取得した場合の特別償却と税額控除の選択適用の可否について

《内容》

A社(3月期決算法人)は精密機械製造業を営む青色申告法人です。今期に太陽光発電設備と風力発電設備を取得し、事業の用に供する予定です。これらの設備は、いずれも租税特別措置法第42条の5《エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》の適用対象となるエネルギー環境負荷低減推進設備等に該当しますが、同条の適用に当たり、太陽光発電設備については、同条第1項の特別償却を適用し、風力発電設備については、同条第2項の法人税額の特別控除を適用することは認められるのでしょうか。

『答』

租税特別措置法第42条の5《エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》の適用に当たっては、同一事業年度内に取得した全てのエネルギー環境負荷低減推進設備等を対象として特別償却又税額控除のいずれかを選択するわけではなく、個々のエネルギー環境負荷低減推進設備等ごとにいずれかを選択適用することができます。

(解説)

1 この制度は、青色申告書を提出する法人が、所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）の施行の日（平成23年6月30日）から平成28年3月31日までの間にエネルギー環境負荷低減推進設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又はエネルギー環境負荷低減推進設備等の製作若しくは建設をして、これをその取得又は製作若しくは建設をした日から1年以内に国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の30%相当額（以下「特別償却限度額」といいます。）の特別償却ができるというものです（措法42の5①）。

ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません。

2 なお、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に特定エネルギー環境負荷低減推進設備等（エネルギー環境負荷低減推進設備等 のうち、①電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定発電設備（以下「認定発電設備」といいます。）に該当する太陽光発電設備でその出力が 10kw 以上であるもの及び認定発電設備に該当する風力発電設備でその出力が 1 万 kw 以上であるものと②熱電併給型動力発生設備（いわゆるコージェネレーション設備）の減価償却資産をいいます（措法 42 の 5①ーイハ⑥、措令 27 の 5①③、平 23 年 6 月財務省告示第 219 号別表 1、3）。以下、これらの設備を「特定エネルギー環境負荷低減推進設備等」といいます。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は特定エネルギー環境負荷低減推進設備等の製作若しくは建設をして、これをその取得又は製作若しくは建設をした日から 1 年以内に国内にあるその法人の事業の用に供した場合における特別償却限度額は、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とされています（措法 42 の 5 ⑥）。

すなわち、特定エネルギー環境負荷低減推進設備等については、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却（即時償却）ができることとされています。また、中小企業者等については、その特別償却限度額の特別償却とそのエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の 7%相当額（以下「税額控除限度額」といいます。）の税額控除との選択適用ができることとされています（措法 42 の 5 ①②）。

3 ところで、租税特別措置法第 4 2 条の 5 の適用に当たっては、一の資産についてこの制度による特別償却と税額控除との重複適用は認められませんが、同一事業年度内に複数の資産を取得した場合、その全てのエネルギー環境負荷低減推進設備等を対象として特別償却又税額控除のいずれかを選択するわけではなく、個々のエネルギー環境負荷低減推進設備等ごとにいずれかを選択適用することができます。

したがって、ご質問のケースの A 社は、同一事業年度内に太陽光発電設備と風力発電設備の 2 つを取得し、事業の用に供するとのことですので、他の要件を満たすかぎり、太陽光発電設備については、同条第 1 項の特別償却を適用し、風力発電設備については、同条第 2 項の税額控除を適用することができます。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。